なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）

また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）

(f)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(g)　上記１に記載の複数の業務に参加を希望する場合の参加表明書の提出にあたっては、以下に留意すること

ａ）参加表明書は参加を希望するすべての業務ごとに作成し、電子入札システム（紙入札方式の場合は、書面）により提出すること。

ｂ）参加表明書に付随する入札説明書で示す資料は、いずれか１件の業務の参加表明書のみに添付し、提出すること。また、その他の参加を希望する業務は参加表明書に参加を希望する業務一覧を添付し、提出すること。

ｃ）なお、参加表明書に付随する入札説明書で示す資料を、複数の業務に提出した場合は、すべての業務において欠格とする。

２）設計共同体

上記１）(a)から(g)まで（ただし、上記１）(e)については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(2)　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）技術提案書を提出した者であること。

２）入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法

イ）予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ロ）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ハ）上記ロ）「予決令第86条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとする。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

５）一括審査方式における落札者の決定方法

落札者は開札順に決定していく。なお、業務を落札した場合、以後の業務については入札を無効とする。

(2)　総合評価の方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

３）技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記Ａ、Ｂの評価項目毎及び本業務の予定価格が500万円を超える場合には、Ｃの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

Ａ　配置予定技術者の経験及び能力

Ｂ　実施方針

Ｃ　技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Ａに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（Ｃの評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（Ｂに係る評価点）

４　入札手続等

(1)　担当部局　〒637―0002 奈良県五條市三在町1681　近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所総務課　電話0747―25―3111（内線223）

Mail　kkr-kiisankeikeiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2)　指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記２(1)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において受け付ける。

また当該者が参加表明書を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　電話06―6942―1141（代表）においても、当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(3)　入札説明書及び設計図書等の交付期間、場所及び方法　入札説明書及び設計図書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、手続開始の公示日から令和２年７月７日までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、９時00分から18時00分までとする。ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記(b)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し出たうえで、以下の場所、期間にて交付する。

(a)　交付期間：手続開始の公示日から令和２年７月７日までの休日を除く毎日、９時00分から16時00分までとする。

ただし、最終日は12時00分まで

(b)　申込先及び交付場所：〒637―0002 奈良県五條市三在町1681　近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所総務課　電話0747―25―3111（内線223）

Mail　kkr-kiisankeikeiyaku@gxb.mlit.go.jp

(c)　交付申込期限：令和２年５月12日12時00分まで

(4)　参加表明書を提出できる者の範囲　上記２(1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も、参加表明書を提出する時において当該資格の認定を受けていること。